

3. 認知症グループホーム・認知症対応型通所介護の適切な提供等について

認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を積極的に行っていくことが期待されており、平成27年度介護報酬改定では、

① 認知症グループホームが効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化したとともに、

② 認知症グループホームが行う共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症グループホームが認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直したところである。

認知症グループホームは、認知症ケアに関して有する専門的な知見を地域に展開していくことは有益と考えられ、これらの取組に積極的に参入できるよう、引き続きその活用について周知願いたい。

認知症対応型通所介護は、認知症の人の在宅生活を支えていくため、少人数の認知症高齢者に対して、落ち着いた家庭的な雰囲気での支援を行うものであるが、その利用が低調であるとの指摘がなされている。

厚生労働省では、昨年6月に認知症対応型通所介護の具体的な役割や支援の取組に関する事例を、事業者から収集し、「認知症の人における通所型サービスの取組例について（周知依頼）」として周知しているので、各都道府県におかれては、管内市町村及び当該市町村の利用者や関係者に周知の上、利用やケアマネジメントの参考とされるよう情報提供をお願いします。

（参考）「地域で生活する認知症の人を支える通所型サービスの手引き」

https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail.html?CENTER_REPORT=247¢er=1